

平成30年6月市議会 教育厚生委員会資料

第66号議案

長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める

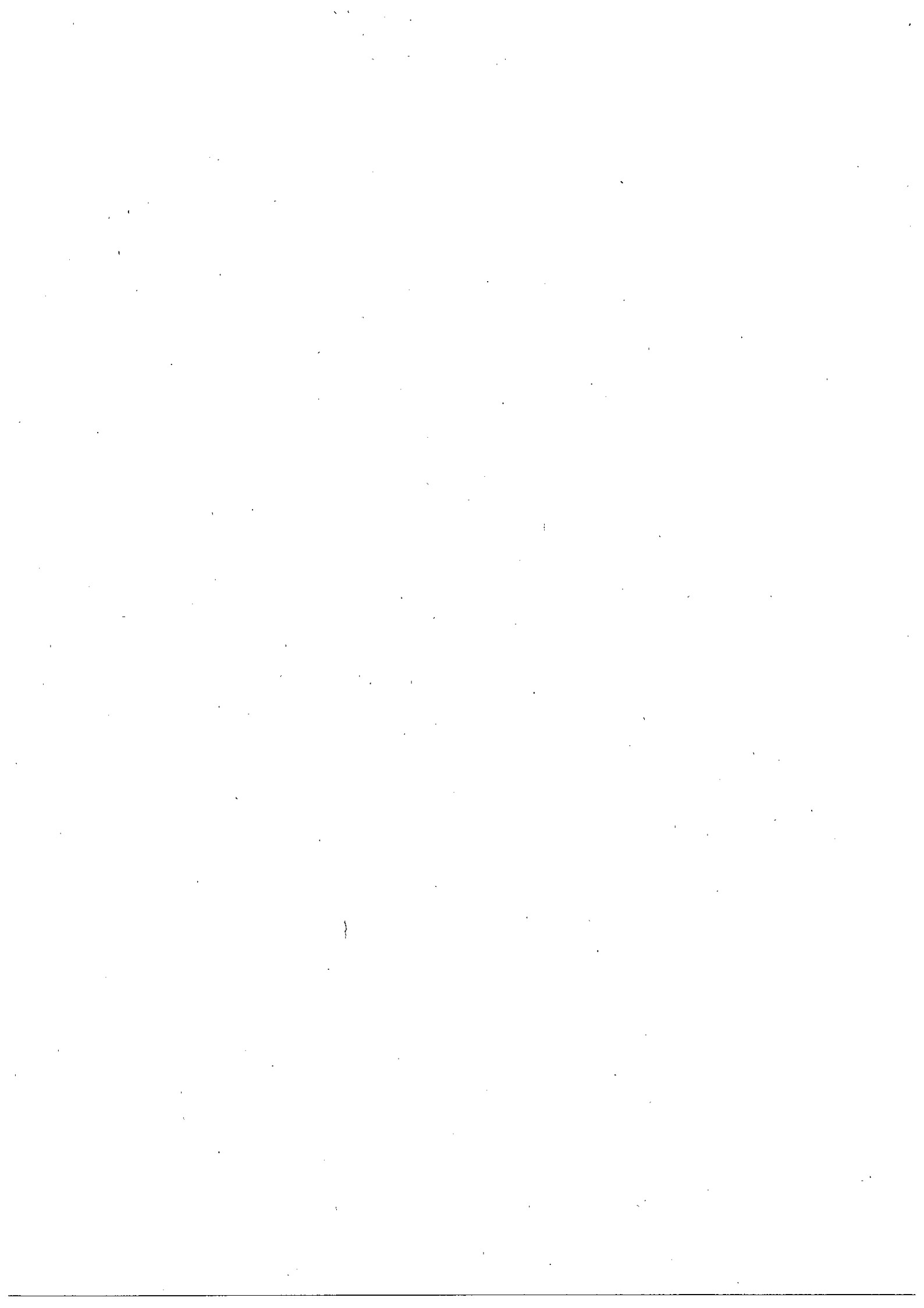
条例の一部を改正する条例

目 次

1	条例改正の概要	P 1
2	新旧対照表	P 3
3	(参考) 主任介護支援専門員について	P 6

福 祉 部

平成30年6月



長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 条例改正の概要

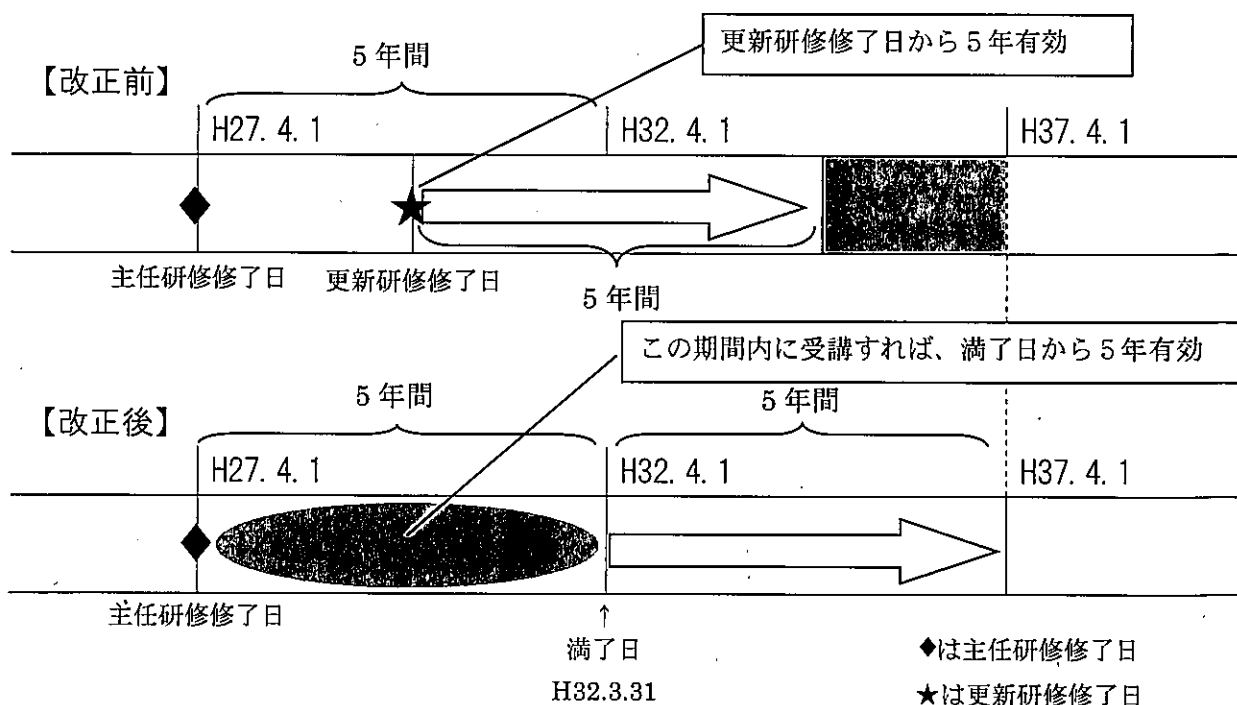
(1) 改正理由

平成29年3月31日及び平成30年3月22日の介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの主任介護支援専門員に関する基準を見直す必要があるため。

(2) 改正内容

主任介護支援専門員の更新研修に係る基準の改正

区分	現行条例	改正後の条例	省令改正年度
受講時期	主任研修又は主任更新研修修了日から起算して5年を超えない期間	主任研修修了日から起算して5年を経過するごとに当該経過する日までの期間	29
経過措置(受講期限)	H23年度以前修了者はH30年度末迄有効 H24～H25年度修了者はH31年度末迄有効	左記に加えてH26年度主任研修修了者は、H31年度末迄有効	
未受講者措置		経過措置期間(受講期限)までは、更新研修受講の有無を問わず、主任介護支援専門員とみなす	30



(3) 対象者数

長崎市地域包括支援センターに勤務する主任介護支援専門員数 29名

対象者数	更新研修修了者	今後受講予定者	合計
H23年度以前修了者	9人	9人(9人)	18人
H24～26年度修了者	2人	5人(1人)	7人
H27年度以降修了者	1人	3人(0人)	4人
計	12人	17人(10人)	29人

※ () 内は、今年度(H30年度)受講予定者

(4) 施行日

公布の日

2 新旧対照表

現 行	改 正 案				
<p>(職員に関する基準)</p> <p>第4条 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満であるセンターに配置すべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 保健師 1人</p> <p>(2) 社会福祉士 1人</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する研修を修了した者であつて、その修了の日から起算して5年を経過しないもの又は当該主任介護支援専門員研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。)</u> 1人</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同号中「その修了の日から起算して5年を経過しないもの又は当該主任介護支援専門員研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了し</td> <td style="text-align: center;">平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期</td> </tr> </tbody> </table>	区分	読み替える字句	平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了し	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期	<p>(職員に関する基準)</p> <p>第4条 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満であるセンターに配置すべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 保健師 1人</p> <p>(2) 社会福祉士 1人</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員(介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)</u> 1人</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(削除)</p>
区分	読み替える字句				
平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了し	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期				

た者	間ごとに同項第2号
平成24年度及び 平成25年度に主 任介護支援専門員 研修を修了した者	平成32年3月31 日までに及び同日以 降5年を超えない期 間ごとに同項第2号

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までの間は、この条例による改正後の長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第3号に規定する当該経過する日（以下「経過日」という。）までの間に主任介護支援専門員更新研修（省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了しているものとみなす。

3 前項の規定により、経過日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（経過日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、新条例第4条第1項第3号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用

しない。

5 前3項の規定にかかわらず、平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者が、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

(長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成28年長崎市条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

3 (参考) 主任介護支援専門員について

主任介護支援専門員とは、介護支援専門員で、介護保険サービスや他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に行う等のケアマネジメントを実施するために必要な知識・技術を修得した者。

地域包括支援センターには、担当区域の介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）の数に応じて主任介護支援専門員を配置する必要がある。